

Title	法務省法務総合研究所国際協力部の行う法整備支援について
Sub Title	Technical assistance in the legal field provided by the International Cooperation Department
Author	亀卦川, 健一(Kikegawa, Kenichi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2009
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.13 (2009. 3) ,p.239- 261
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	「法と開発」フォーラム
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20090325-0239

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

法務省法務総合研究所国際協力部の行う 法整備支援について*

亀卦川 健 一

- 第1 はじめに
- 第2 国際協力部とその活動について
 - 1 法務省法務総合研究所国際協力部の沿革・組織について
 - 2 活動とその背景
 - 3 法整備支援活動を行う理由
- 第3 法整備支援における日本の特色
 - 1 対象国とその背景
 - 2 なぜ対象国は日本に支援を要請するのか
 - 3 明治日本における西欧法継受の経験
 - 4 「権利」の語源についての考察
 - 5 日本の法整備支援の特色（まとめ）
- 第4 おわりに

第1 はじめに

法整備支援については、その定義、目的、活動内容、あるいはなぜ、法整備支援が行われるのかあるいは行われるべきなのかという問いに一義的に答えることは難しい。

法整備支援の歴史的背景や目的によってそれは異なってきたであろうし、あるいは実施機関によってもその考えが異なると思われる¹⁾。

* 本稿は、平成20年11月18日に小職が慶應義塾大学における「開発法学」の講座において行った講演内容に若干の加筆修正を加えたものである。文中の意見は個人的見解であり国際協力部としての見解ではないことを付言しておく。

しかし、少なくとも一義的な回答が無いことを前提にした上で、日本が行うべき法整備支援とは何かについて学び議論することは必要であるし、そのために現在の日本において法務省が関与する法整備支援がどのように行われているのかにつき概括的知識を得ることは有益であろう。

第2 国際協力部とその活動について

1 法務省法務総合研究所国際協力部の沿革・組織について

平成6年（1994年）、ベトナム政府から、（現在の）独立行政法人国際協力機構（JICA）に対して法令起草などの法整備支援要請があり、それを受けて法務省はJICAに協力し各種研修を開始した。当初、法務総合研究所総務企画部が研修などを担当したが、アジア諸国からの支援要請が増加したことから、平成13年（2001年）4月に法整備支援を実施する専門部署として法務総合研究所内に国際協力部が新設された。

国際協力部の職員は部長、教官、国際協力専門官で構成され、その出身は、検察庁（検事、検察事務官）、裁判所（裁判官）、民事局及び法務局（法務事務官）、矯正部門（刑務官・法務教官）など多岐にわたっている。

法務総合研究所のうち、総務企画部や研修1部～3部は、東京の霞ヶ関にある赤レンガ棟に置かれているが、国際協力部は歴史的にアジアと関係の深い水都大阪の中之島合同庁舎に活動拠点を置いている。

2 活動とその背景

国際協力部が行う「法整備支援活動」は「アジアの途上国への2国間ODAとして、法の支配とグッドガバナンスの実現を目指す各国の法整備の自助努力を支援する活動」を意味し、具体的には、①基本法令の起草支援、②制定された法令を運用する司法機関の制度整備支援（キャパシティ・ビルディング）、③

1) 香川孝三・金子由芳編著『法整備支援論』（ミネルヴァ書房、2007）第2章。

法曹実務家の人材育成支援を含む多岐にわたる活動を指すものと考えられている。

当部は、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、中国といった国々において、民法や民事訴訟法など基本法令の起草支援、裁判官・検察官など法曹教育への支援、判決など裁判手続や仲裁など裁判外紛争解決手続の改善支援や注釈書作成支援など様々な活動を行っている²⁾。

当部の行う法整備支援は、JICA、財団法人国際民商事法センター（ICCLC）、最高裁判所、日本弁護士連合会、学者など様々な機関・個人から協力をを受けて行っているものであり、また日本の法整備支援には、大学や弁護士会などが独自に行っているものも多い。

当部の活動も含め、各機関の法整備支援活動については本稿末尾添付の年表³⁾や当部の季刊誌であるICD NEWS⁴⁾を参考にされたい。

こういったいわばオールジャパン的な支援体制が築かれてきた背景には、法整備支援活動について積極的に進めていこうとする日本政府の方針がある。

すなわち、ODA大綱（改定）（平成15年8月閣議決定）⁵⁾においては「良い統治（グッド・ガバナンス）に基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。」として法整備支援の重要性が明示され、更にその中期政策（平成17年2月閣議決定）⁶⁾において必要性がより強調されている。また、司法制度改革推進計画（平成14年3月閣議決定）⁷⁾においても、国際化の対応としての「法整備支援の推進」が謳（うた）われている。最近も自由民主党政務調査会・司法制度調査会の提言「世界に誇

2) 稲葉一生「法整備支援事業のいま」ジュリスト1358号（2008）2-8頁。

3) 第10回法整備支援連絡会配付資料。

4) ICD NEWS、<http://www.moj.go.jp/HOUSO/houkoku/index.html>からダウンロードできる。

5) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou.html>

6) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/chuuki.html>

7) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/keikaku/020319keikaku.html>

る、わが国法制度整備支援の戦略ビジョン」（平成19年6月）⁸⁾、内閣「海外経済協力会議第13回会議」（平成20年1月30日）⁹⁾において、法整備支援についてますます活発に行っていくことを確認しているのである。

3 法整備支援活動を行う理由

では、なぜ、日本は、このような対象国の法の支配やグッドガバナンスを目指す活動を支援する必要があるのだろうか。

現在の世界において、いわゆるグローバル化の下で日本や欧米先進国といった豊かな国とアジアやアフリカの貧しい国との間の格差は広がりつつあるが、貧しい国においては国家の統治機能が喪失し重大な人権問題が生じる可能性が大きいばかりか、そういった貧しい国を放置することは結果としてテロの温床になるなど地域・世界の不安定化を招くおそれがある。他方で、旧来の箱物ハード整備的なODAだけではそういった貧しい国（対象国）の社会・経済情勢が十分に改善されないことも経験的に認識されつつある。

そこで、対象国を発展させるためには、法整備を含めた社会基盤の整備が重要であると考えられる。

すなわち、経済が発展するためには前提としての所有権や財産権など個人の権利が認められ、保護される必要がある。

「法の支配」が発達した社会では、個人の財産は所有権などの権利として法律によって守られ、正しい法によらずして勝手に国家（権力者）が個人の財産を奪ったり、契約を無効にしたりすることはできないし、民事の紛争は裁判を通じて平和的に解決されることが期待されている上、法律や裁判の公開などを通じて、個人は自己の経済活動が規制されるかどうか将来の予測可能性を持つことができるから、安心して経済活動に従事することができる。

これに対して、「法の支配」ではなく、「人の支配」する社会では、権力を有する者の恣意的な判断によって個人の財産が奪われたり、不公正な裁判が行わ

8) <http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2007/seisaku-012.html>

9) <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaigai/dai13/13kekka.html>

れる可能性があるなど将来の予測可能性が不安定になるから、経済活動は低調になりやすい。

つまり、あらゆる国家権力も正しい法にしたがわなければならないという「法の支配」が確立されることが、個人が安心して暮らせる社会であり、まさにグッドガバナンス（良い統治）が行われている社会にほかならない。そういった個人の権利が法律によって守られる社会においては安心して経済活動を行うことができるので経済活動が活発になり、社会が発展し国が繁栄すると考えられる。

さらに、対象国の安定は地域の安定につながりさらには国際社会の平和と安全につながることになる。

資源や食料を海外に依存し、貿易や投資など海外との経済活動を活発に行う日本にとって、特に地理的・歴史的に関係の深いアジア諸国の安定と発展は重要であり、法整備支援は日本の国益にかなっているといえよう。

また、現在の国際社会や日本においては、人間が人間らしく生きられる権利あるいは人権の尊重が目指すべき価値観の1つであることが共通認識となっており、その点からも「法の支配」の確立は重要であると同時に、日本がそれに協力することは日本自身の国際社会におけるプレゼンスを高めることになる。

第3 法整備支援における日本の特色

1 対象国とその背景

上記のとおり、当部がこれまで法整備支援を行ってきた国は、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ウズベキスタン、中国といった国々であるがこれらに共通する事項は何であろうか。

一べつしてこれらの国々に共通する事項は、これらの国々がインドネシアを除けば、フランスの植民地であった（ベトナム、カンボジア、ラオス）か又は共產主義国（ウズベキスタン、中国、ベトナム、ラオス）である（あった）ことであ

り、法制的にはローマ法の流れをくむ大陸法に所属していることである。

世界の法制は大きくローマ法に起源を持つ大陸法と慣習法に起源を持つ英米法に分かれるが、この2つの法制について、理論的に優劣をつけることは難しい意味を持たない。もし仮にどちらかの法制が明らかに優れているのならば世界の法制はどちらか一方に収れんするはずだが現実にはしていないことからそのことは明らかである。

一国がどのような法制を採用するかは単に理論の問題だけではなく歴史や文化、政治情勢、国際情勢に影響されるからである。

それでは、なぜ対象国が大陸法系の国々ばかりになったのであろうか。

1990年代、ソ連邦の崩壊とそれに伴う東西冷戦の終結により旧共産圏諸国はいやおうなしにWTO加盟などいわゆる経済のグローバル化を進めざるを得なくなった。

また90年代後半のアジア通貨危機によりアジアの途上国の多くは世界銀行やIMFから融資を受けたがその過程において融資の条件として、一定のモデル法制を採用することを求められるようになった。

その過程で要請された法律体系は、証券や投資の保護といった面で優れているとされ、当時、グローバル化の主導権を握っていた米英金融資本にとって有益な内容を求められたことは否定できないであろう¹⁰⁾。

簡単にいえば、大陸法の国々が英米法を取り入れる必要性が90年代以降強くなり、そのために日本に支援要請が寄せられたのである。

2 なぜ対象国は日本に支援を要請するのか

そのように、対象国が英米法を取り入れる必要性があるとしてもなぜ、日本に支援を要請してきたのだろうか。無論、これらの対象国には他の欧米諸国や国際機関も支援を行っており日本だけが行っているわけではないが、本来、英米法を単純に取り入れるだけであればアメリカやイギリスなど英米法系の国々

10) 香川＝金子編著・前掲（注2）第1章。

に支援を求めればよいであろうし、日本の支援も埋没してしまうように思える。

しかし、実際は日本の法整備支援に対する各国の評価は高いといえよう¹¹⁾。また、逆にいうと予算規模や人員規模で必ずしも欧米諸国に比べ大きいとはいえない日本の法整備支援が持つ強みは何であろうか。

それは、日本の法整備支援が「押し付けでない法整備支援」であること、対象国との対話を通じて、対象国の実情に沿った法整備支援を行っていることである。欧米諸国の中には対象国に自国の法制度をそのまま移植することを法整備支援の主たる活動をしていると批判される国も少なくない。

また、日本の法整備支援においては、短期的に「成果物」が残る¹²⁾ 法令起草支援のみならず、実務への定着を目指し、中長期的視点で人材育成を重視していることも対象国からすれば魅力であろう。

日本がそのような対象国の立場に立った法整備支援活動を行うに至った理由は①日本が世界で唯一、西欧法を自国に移植しかつ成功を取めた経験¹³⁾を持つが、その過程において既存の法体系と新たな法体系を融合させる産みの苦しみを味わっていること、②日本の現在の法体系が明治時代に取り入れられたフランス法やドイツ法といった大陸法の基盤の上に第2次世界大戦後にアメリカ法の影響を受けた接ぎ木のような法体系であり、両法体系の特色を熟知していることが挙げられる。

3 明治日本における西欧法継受の経験

日本の経験という点において明治の日本を理解できる生きた資料の1つが法務総合研究所が置かれている法務省旧本館である通称「赤れんが棟」(正式名称は中央合同庁舎第6号館)である。赤れんが棟は、明治21年(1888年)に着工し、

11) カンボジアやベトナムに対する支援では、学者などとともに関部の教官も法整備支援に対する功績をたたえられ、相手国政府から表彰されている。

12) 欧米においては民間のコンサルタント会社や弁護士事務所が法整備支援をビジネスとして請け負うため、短期間に「成果」を挙げる事が求められると言われている。

13) 西欧法を進んで導入した国はほかにトルコやタイも挙げられるが、成功して先進国になったのは日本だけである。

明治28年（1895年）12月に竣工したれんが造り3階建ての建物であり、関東大震災、第2次世界大戦と首都東京を襲った大規模災害を耐え抜き、平成の大改修を経て、平成6年（1994年）国の重要文化財（外観のみ）に指定された明治の日本建築技術をうかがわせる貴重な建造物である。赤れんが棟は、江戸時代、米沢15万石を領有した上杉家の上屋敷跡、千代田区霞ヶ関1丁目1番地1号にあり、目前に桜田門と皇居を望む好立地にある。明治時代に、なぜ赤れんが棟のような堂々たる西洋建築が皇居の近くに出現したのだろうか。

明治政府が抱えていた難題の1つは、江戸幕府が欧米列強と結ばされた不平等条約の改正であった。江戸幕府は、1858年にアメリカとの間で日米修好通商条約を結んだが、その内容はアメリカに領事裁判権¹⁴⁾を認め¹⁵⁾、協定税率を認める¹⁶⁾など不平等なものであり、次いで、1859年安政五か国条約により、アメリカに加え、イギリス、フランス、ロシア、オランダとも同様の条約を結ぶに至った。

領事裁判権は、本来、裁判官ではない領事に裁判を行わせることを認めることから、領事裁判ではしばしば本国人に極めて有利な判決が下された。例えば、明治19年（1886年）のノルマントン号事件では、海難事故により日本人乗客23名が死亡したが、イギリス人船長以下の乗組員は領事裁判により、船長が禁固3

14) 領事裁判権は、アヘン戦争後、1842年の南京条約においてイギリスが中国（清）では「近代的な法制」が未整備であって欧米人を中国の裁判権に服せしめるのは適当でないことを理由に獲得した治外法権の1つである。

15) 日米修好通商条約第6条には、「第6條 日本人に對し法を犯せる亞墨利加（アメリカ）人は、亞墨利加コンシル裁斷所（領事裁判所）にて吟味の上、亞墨利加の法度（法律）を以て罰すべし。亞墨利加人に對し法を犯したる日本人は、日本役人糺の上、日本の法度を以て罰すべし。」と定められていた。

16) 一般に、「関税自主権がない」というのは、関税が相手国との協定税率によって拘束された状態の事を指す。明治政府において関税自主権の回復が課題となったのは、安政条約における関税賦課がその後の改正によって従価税方式から従量税方式に改められ、幕末混乱期のインフレによって明治時代には事実上の関税免除に近い状態になっていたためである。すなわち、従価税であれば、価格が上昇すれば関税収入も比例して上昇するが、従量税であれば価格に関わり無く量に応じた関税を払えばよく、インフレに関税収入が変動しないことになる。

か月に処せられたのみでまったくの無処罰であった¹⁷⁾。関税自主権がないことは、安い工業製品が多量に国内に輸入され国内産業の育成保護を阻害していた。

このような不平等条約の改正はアジアにおける独立の維持を目指した明治日本にとって最大の悲願であり、その手段として富国強兵や欧化政策が採られたのである。

明治18年（1885年）に内閣制度が発足すると条約改正は明治憲法制定と同時並行で取り組まれることとなった。伊藤博文内閣の下で、外務大臣井上馨は鹿鳴館の建設（千代田区内幸町、現帝国ホテル隣の大和生命ビルの地）に代表される欧化政策を推し進め、条約改正を有利に運ぶため国会議事堂、裁判所、司法省を含む諸官庁の建設（いわゆる官庁集中計画）を立案した。その際に計画され建築されたのが赤れんが棟である¹⁸⁾。

しかし欧米列強側は、日本の法制度が「近代的」ではないことを理由に領事裁判権の撤廃に応じず、井上やその後に条約改正を担当した大隈重信は外国人判事の登用などの妥協策を示すがそのことが国民の反発を招きいずれも辞任に追い込まれた。

結局、領事裁判権の撤廃は、日清戦争直前、ロシアの南下に危機感を強めたイギリスとの間で明治27年（1894年）日英通商航海条約の調印まで待たなければならなかったし、関税自主権の回復は、日露戦争後の明治44年（1911年）の日米通商航海条約調印でようやく成し遂げられた。

このような状況下で、日本は法制度を「近代的」にするため、西欧法の継受を図り、フランスからボアソナード、ドイツ（プロイセン）からテヒョー、ロエスレルといったお雇い外国人を招へいし、各種法律などの起草立案に参画させ、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、商法などの基本法を制定したのである。

17) ノルマントン号事件につき海難審判庁HP参照。

<http://www.mlit.go.jp/maia/08monoshiri/maiahist/zenshi.htm>

18) 建設大臣官房官庁営繕部『中央合同庁舎第6号館赤れんが棟（法務省旧本館）保存改修記録』（財団法人建築保全センター、平成7年3月）。

特に、ボアソナードは、当時の司法卿大木喬任に対して、単に外国法を丸写しするような法律の起草ではなく日本の慣習法などをしん酌して日本の国情と近代的な法制との合致を重んじる態度で法典整備を進めるべきだと進言し、これに賛同した大木は、民法草案の起草に当たって全国の慣例や習俗を2度に亘って調査し『全国民事慣例類集』を編さんするなど約10年の時間をかけて明治23年（1890年）に旧民法¹⁹⁾を完成させている。

このような相手国の慣習や考え方を十分にくみ取っていくやり方は現在の日本の法整備支援にも生かすべき経験といえよう。

4 「権利」の語源についての考察

明治期の日本における立法作業において難題の1つが法律用語の日本語化であった。我々は、通常、日本語で書かれた法律や法律書を読み、裁判所では日本語で裁判が行われることを当然のことと思っている。法律上も、裁判所法74条は「裁判所では、日本語を用いる。」と規定し、刑事訴訟法175条、177条、民事訴訟法154条は裁判所で日本語が用いられることを前提として、通訳や翻訳について定めた規定である。

だが、世界の多くの国においては母国語で裁判を行うことは必ずしも自明の理ではない。そもそも、公用語が民族固有の言語ではなく英語やフランス語である国が現在でも、アジアやアフリカには存在するのである²⁰⁾。これは、当該地域に多数民族・多数言語が存在し特定の民族語では意思疎通が困難であった場合や文字言語がない場合もありえようが、多くは独立運動や国家運営を指導する知識人層が旧宗主国の言語で高等教育を受け、政治・経済・教育・法制など近代的諸制度を運営していく上で旧宗主国に範を求めざるをえないことが理

19) ボアソナードが起草した民法草案は明治23年（1890年）に公布されたが、いわゆる民法典論争のため結局施行されず、新たにドイツ民法の影響を受けた民法が明治31年（1898年）に施行された。

20) 例えば、現在でもケニアではスワヒリ語と英語、フィリピンではタガログ語を基本とするフィリピン語と英語が公用語になっている。

由であろう。当然、そういった国々では裁判や法制度は英語やフランス語で行われることになる。

民事訴訟法の大家であり、法整備支援に非常な熱意を持たれていた三ヶ月章元法務大臣は、昭和43年（1968年）セイロン（スリランカ）におけるアジア諸国の法律家が参集した会議における経験を「法と言語の関係についての考察」と題する論文で次のように紹介されている。

同論文では、『日本の裁判所は本当に日本語で裁判しているのか』とか『日本の大学の法学部では実際に日本語で法の講義が行われているのか』（中略）誰がイニシアチブを取り、どういうステップを踏んで、またどのような仕方です『西欧法の国語化』という頭が痛くなるような問題の解決がわずか20年足らずの短時間の間に達成できたのかという真剣な質問が待ちかまえているのである。（民事訴訟法研究第7巻289頁抜粋²¹⁾」と書かれ、強い衝撃を受けられたことを率直に述べられている。

アジアの諸国における西欧法は「植民地支配の道具」として押し付けられたものであり、本国のためのものであっても、植民地に暮らす人々のためのものでなかったことはドイツの法学者イエーリングの「ローマは3度世界を征服した。最初は武力で、次に宗教で、最後は法によって」という言葉からも明らかであろう。

日本においても、明治初期においては、東京帝国大学（現在の東京大学）にイギリス法、フランス法、ドイツ法の3講座が設けられ、私学においては、イギリス法を教える東京法学院（現在の中央大学）と東京専門学校（現在の早稲田大学）、フランス法を教える明治法律学校（現在の明治大学）と和仏法律学校（現在の法政大学）があり²²⁾、授業も英語や諸外国語によって行われていた。

法律の授業が日本語において行われるようになったのは明治20年ころのことであり、このことは、日本最初の民法制定にも関わった民法の大家である穂積陳重博士がその著書「法窓夜話」において、「明治20年のころに至って、始め

21) 三ヶ月章『法学入門』（弘文堂、1982）33頁以下。

22) 穂積陳重『法窓夜話』（岩波文庫、1980）331頁以下。

て用語も大体定まり、不完全ながら諸科目ともに邦語をもって講義をすることができるようになったのであった。」²³⁾と書かれているとおりである。

実際、我々が使っている法律用語のほとんどは明治時代に漢語学者などによって「造語」されたものであり、例えば、競売、相殺、更改、瑕疵、管轄、棄却などもそうである²⁴⁾。

具体例として明治時代に作られた言葉の1つである「権利」という言葉について考えてみたい。「権利」の意味について、広辞苑では「一定の利益を主張し、また、これを享受する手段として法律が一定の者に賦与する力」、有斐閣の法律用語辞典では「一定の利益を請求し、主張し、享受することができる法律上正当に認められた力」と定義されている。ここでいう「権利」について英語で該当する言葉は「Right」である。

「Right」について、英和辞書を引いてみると名詞としての意味は①（道德・法律上）正しいこと、正当、公正、正義、②権利、③右、右手というような意味が並べられている。更に、「右」を意味する「Right」がなぜ英語で「権利」を意味するのかについて調べてみると、聖書の「知恵者の心は右にあり」から「右手」は「正しい」というという意味が生まれたと書かれている²⁵⁾。つまり、キリスト教の下では、もともと「権利」は神が人間に与えた絶対的な力や権能であり、それゆえに「正義」という考え方が不可分にあったことが推察される。

他方、漢和辞典で、「権」について引いてみると①おもり、②物の重さを計る、③ものごとを強制し措置する力などの意味があり、「利」について調べると①はたらき、②適当な、③いきおい、④儲けなどの意味があることがわかる²⁶⁾。そうすると「権」＋「利」＝いきおいある力？あるいは都合の良い（儲ける）力？という意味になる。これは広辞苑や法律用語辞典で定義する権利の内容である「利益」とか「力」という概念は含まれるが、「Right」の語源にある「正義」

23) 穂積・前掲（注22）172頁以下。

24) 田島信威「法令用語ハンドブック（改訂版）」（ぎょうせい、2004）120頁以下。

25) 小西友七・南出康世編集主幹『ジーニアス英和辞典（第4版）』（大修館書店、2006）。

26) 小川環樹＝西田太一郎＝赤塚忠編『新字源（改訂版）』（角川書店、1994）。

といった意味が薄れている訳にもみえる。

ところで「利」には同音異義で「理」という字がある。「理」を同じく調べると①物事の筋、②ことわりなどの意味があることがわかる。すなわち、「権」＋「理」＝物事の筋道にあった力となり、より語源の「Right」に近い印象を受ける。

実際、明治時代には「Right」を「権利」ではなく「権理」と訳して条約などで使っている²⁷⁾。「Right」の翻訳者である西周や福澤諭吉は「権理」と訳していたが、いつのまにか「権利」に変わっていったようである²⁸⁾。もっとも、功利主義を産んだイギリスの法学者ベンサムは「法が一定内容の義務を他人に課すことにより保護される特定個人の利益」を「権利」とすると定義しており、そこには個人の利益が含まれるから「利」という字を使うことも十分な理由があらう。

いずれにしても、明治時代の人々は大変な苦勞をして法律用語を作ったことは間違いない。

この点に関して、日本がカンボジアに対する法整備支援として民法や民事訴訟法起草作業を支援した際にカンボジアが同様の経験をしている。カンボジアにおいては、フランス植民地下では法制度が不備でもともと法律用語が少なかった上、フランス領時代の法律をポル・ポト政権時代に全廃して法律書を廃棄したことから、翻訳の基礎資料が乏しい状態であった。過去の法律用語は忘れられ、使われていないか、日常用語では意味が変わってしまっていることが多かったためそのままでは使えない状態であった。そこで、翻訳者としては、①一般用語の法律用語化、②内容の説明的記述、③旧法の用語の復活使用、④造語といった方法でこれに対応したが²⁹⁾、これも明治の日本の経験があればこそ

27) 例えば、明治8年(1875年)に日本とロシアで結ばれた樺太千島交換条約では「大日本国皇帝陛下ハ樺太島(即薩哈唎島)上ニ存スル領地ノ権理全露西亞国皇帝陛下ハ『クリル』群島上ニ存スル領地ノ権理ヲ互ニ相交換スルノ約ヲ結ント欲シ」とされている。

28) 伊藤真『高校生からわかる日本国憲法の論点』(トランスビュー、2005)、西部邁「正論」産経新聞2000年9月28日付。

成功したといえよう。

5 日本の法整備支援の特色（まとめ）

そういった経験を有する日本であるからこそ、対象国の自主性・歴史や文化を尊重して日本法を押しつけず、西欧各国の法制度を研究してきた経験を基に比較法的観点から助言し、相互対話を重視する「押しつけでない」法整備支援を行えるのであり、それが日本の特色であるといえる。また、対象国も日本の希有な経験に学びたいと考えるのである。

無論、日本のこのようなやり方は漸進的であり時にう遠にさえ見えることもあるかもしれない³⁰⁾。

たしかに対象国と条約を締結し条約上の義務として相手に法整備を要求するやり方³¹⁾は、支援を行う側にとっては比較的短時間・低コストでかつ自国の期待する形での成果を上げやすい。しかし、それは時としてモデル法や支援国の法律といった既製品を十分な吟味もないまま対象国に持ち込むだけの作業となりかねないし、対象国の慣習や歴史を重視しない法律は、結局、対象国国民の支持を得られず既存の法秩序との摩擦など国内に混乱をもたらすだけに終わる懸念もある。

法律や法制度は、対象国に暮らす一般の人々の生活を改善させ役立つものでなければならないし、法整備支援もまず対象国の本当の利益になる法制度を作ることに向けられるべきであろう。そのことが結果として、支援国の利益にもつながるのである。

とするならば、日本の法整備支援は支援対象国をいたずらに増やすことを競わず、今後も現在のようなテイラーメイドのような丁寧な法整備支援を続ける

29) 坂野一生「カンボディア民法・民事訴訟法起草支援に関わって」ICD NEWS第7号（2003）91頁以下。

30) 例えば、カンボジアにおける日本の民法・民事訴訟法起草作業は1999年に開始され、民事訴訟法は2007年7月に適用されたが、民法は細部の調整などのため2009年1月現在いまだ適用されていない（民法適用法を起草中。）。

31) 米越通商協定に基づくアメリカのベトナムに対するSTAR Projectはその一例である。

べきである。

第4 おわりに

法整備支援に法律家として携わることは、法律の専門家としての自己の特質を活かしつつ、外交の現場という司法の世界とは異質の経験を積めること、外国の法制度を知り、外国の法曹や自己の所属機関以外の法曹、更に一流の学者との交友コミュニケーションを持つことから世界が広がるだけでなく、多様な価値観、訴訟観への理解が深まり、視野が広がるとともに、我が国の法律・司法制度に対する理解も深めることができる得難い機会である。法律家でなくても、当部の事務官やJICAの職員など法整備支援の事務方として欠かせない仕事の場は多い。

そういった法整備支援の世界で働く場合求められる資質は何であろうか。

知力、法律知識（日本法・法制史・外国法・国際法）、語学力、相手国の文化歴史社会や法制度に関する知識、開発援助・ODAに関する知識、体力・健康管理・免疫力・食欲、精神力、調整能力、好奇心、柔軟性、寛容性、忍耐力、交渉力、思いつくままに羅列してみたが、私は一番大切なことは、人として「誠実」であることではないかと思う。

日本と対象国の間に上下関係はない。日本自身、司法改革に代表される法整備を進行中の国であり、逆に対象国から学ぶことや気づかされることもある。

そういった謙虚な気持ちを持ちつつ、対象国のためになる法整備支援を誠実に行っていくことが、結局は日本の評価を高め国益にかなうのである。

そういう人材が1人でも多く法整備支援の現場に今後、参加してくれることを心から願っている。

法整備支援活動年表

年 度 (4月～翌年3月)	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係
1992	ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請		
1993	森島昭夫名古屋大学教授（当時）が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介		
1994	法務省でベトナム司法省に本邦研修開始（年1回）	日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催	
1995	上記本邦研修継続 ・1995.8～2001.3「市場経済化支援開発政策調査」（通称：石川プロジェクト）実施	法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始（年1回）	
1996	・上記本邦研修継続 ・法整備支援フェーズ1開始（1996年12月～1999年11月） ・長期専門家1名（弁護士）派遣	上記本邦研修継続	
1997	・法整備支援フェーズ1継続 □本邦研修（年2回へ） □現地セミナー開始（年4回）	上記本邦研修継続	
1998	前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・名古屋大学及び法務総合研究所が受託機関となり本邦研修を開始
1999	・前年と同様 ＜ハノイにて日越民商事法セミナー開催（その他欄参照）＞ ・法整備支援フェーズ2開始（1999年12月～2002年11月） □ベトナム民法改正共同研究 □法令鳥瞰図作成 □人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる ・長期専門家1名（業務調整員）派遣	・JICAフェーズ1（注1）開始 ・カンボジア司法省に長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・上記起草支援のため、作業部会が日本現地でワークショップを相当数開催	前年と同様
2000	・法整備支援フェーズ2継続 □本邦研修（年4回） □現地セミナー（年8回） ※以後、2002年まで同様 ・長期専門家3名（検事、裁判官、弁護士各1名）派遣 ・民法改正共同研究会開始	・JICAフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施（年2回） ・日弁連が司法調査団を派遣・日弁連がカンボジア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催	・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施（約3か月） ・日弁連が司法調査団を派遣

法務省法務総合研究所国際協力部の行う法整備支援について

(法務総合研究所が把握しているものを中心に)

平成21年 1月16日現在

インドネシア関係	ウズベキスタン関係	その他の国・地域	その他
		森嶋昭夫教授がJICA短期専門家として、モンゴルに対し、民法改正につき助言	
		日本司法書士会連合会による登記制度に関するモンゴル支援	・財団法人国際民商事法センター(ICCLC)設立 ・ICCLCが日中民商事法セミナー開始(年1回) ・ICCLCが国際民商事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
			・ICCLCが日中民商事法セミナー開催 ・国際民商事法シンポジウム(倒産法制)開催(法総研、ICCLC、アジア太平洋比較法制研究会) ・マルチ研修継続(カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム)
経済法研修(日本インドネシア科学技術フォーラム(JIF)からの研修実施依頼に基づくもの。参加者は、裁判官、検事、法務人権省職員、弁護士)を実施		モンゴル不動産登記庁の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期専門家は司法書士他)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催 ・国際民商事法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
		・前年と同様(モンゴル) ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(登記制度比較研究を中心)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催 ・ICCLCがハノイにて、日越民商事法セミナー開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
・日本貿易振興会(JETRO)等がインドネシア独占禁止法研究会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催	・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミナーを開催	・法総研がADBと共催でフィリピン研修開催 ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催(第2回)	・ICCLCが日中民商事法セミナー開催 ・法整備支援連絡会開催(第1回、第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)

「法と開発」フォーラム（亀卦川）

年 度 (4月～翌年3月)	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名（検事、弁護士各1名）派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICAフェーズ1継続 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA小規模開発パートナー事業）を開始 ・日弁連が弁護士継続教育セミナー（第1回～第4回）を開催（なお、これは、カナダ弁護士会（3回開催）、リオン弁護士会（1回開催）との共同プロジェクトであり、計8回開催）	・司法アドバイザー型の短期専門家を派遣（合計8か月間） ・本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 ・セミナーを民事法セミナーと刑事法セミナーの2回開催とするとともに、民事法セミナーをシリーズ化
2002	・前年と同様 ・JICAが、ベトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名（裁判官）派遣	・JICAフェーズ1継続（2003年3月まで） ・民法典及び民事訴訟法典起草記念セミナーを開催（フン・セン首相が演説） ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）開始（3年間） ・本邦研修を実施（起草支援、立法化支援）	・ラオス司法省等に長期専門家（司法アドバイザー）1名を派遣（法務省） ・第2回民事法セミナーを開催 ・本邦研修を学術的研修と実務的研修に分けて、年2回実施 ・国会向けセミナー及び商法改正セミナーを加え、現地セミナーを4回に増加
2003	・法整備支援フェーズ3開始（2003年7月～2006年6月） └民法改正共同研究会継続 └民事訴訟法共同研究会開始 └法曹養成共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連） └判決書・判例整備共同研究会開始（法務省、最高裁、日弁連） ・破産法改正支援セミナー実施 ・長期専門家1名（検事）派遣 ・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成） ・法総研・JICAがベトナム司法大臣一行を招へい ・本邦研修実施（法曹養成）	・本邦研修実施（立法化支援） ・JICA調査団派遣 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJICA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（法務省）	・JICAプロジェクト開始（2005年5月まで予定） └法令データベース作成 └法令集出版支援 └教科書及び辞書作成支援 └檢察マニュアル作成支援 └講師養成 ・ラオス司法省等に長期専門家（司法アドバイザー）1名を派遣（法務省） ・本邦研修は年2回、そのうち1回は教科書作成支援に特化
2004	・法整備支援フェーズ3継続 ・ベトナム国家大学日本法講座開講 ・長期専門家4名（検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名）派遣 ・現地セミナーを開催（民法、民訴法、法曹養成、判決書・判例） ・民事訴訟法成立（6月15日） ・改正破産法成立（6月15日） ・本邦研修実施（1月、2月）（法曹養成、民法改正共同研究）	・JICAフェーズ2開始（2007年4月まで） └立法化支援 └付属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・日弁連JICA開発パートナー事業を継続 ・法曹養成に関するCP研修実施 ・司法官職養成校にJICA短期専門家を派遣（法務省） ・本邦研修実施（2月）（民法・民訴法）	・JICAプロジェクト継続 ・司法省に長期専門家2名を派遣（上記1名に加えて日弁連から1名） ・本邦研修実施（年2回）（判決書マニュアル・檢察官マニュアル作成、民商法教科書作成支援） ・現地セミナーを開催（判決書マニュアル）

法務省法務総合研究所国際協力部の行う法整備支援について

インドネシア関係	ウズベキスタン関係	その他の国・地域	その他
・ JICA調査団派遣	・ JICA調査団派遣	・ モンゴル法整備支援事前調査 ・ 法総研が日本・モンゴル司法制度 比較セミナー（本邦研修）を実施 ・ 日本司法書士会連合会による登記 制度に関するモンゴル支援 ・ 法総研で日韓パートナーシップ研修開催（第3回）	・ 法総研に国際協力部新設、同部が大阪へ移転 ・ ADB会議（フィリピン）出張 ・ 法整備支援連絡会開催（第3回） ・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催 ・ 世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・ 国際民商事法シンポジウム（ADR）開催 ・ マルチ研修継続（参加国は前年と同様）
・ 本邦研修を実施（年1回） ・ 現地セミナーを開催（年1回） ・ JETRO等がAPEC経済法制度シンポジウムを開催 ・ JICA調査団派遣 ・ 外務省・JICAがイ最高裁長官を招へい	・ 本邦研修を実施 ・ 名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を招いてシンポジウム開催 ・ タシケント法科大学に専門家1名を派遣（名古屋大学） ・ JICA調査団派遣 ・ 現地シンポジウムを開催（名古屋大学） ・ 現地調査を実施（日弁連） ・ 現地セミナーを開催（法総研・名古屋大学）	・ 名古屋大学がモンゴルに対する本邦研修を実施 ・ 法総研がADBと共催でフィリピン研修開催 ・ 法総研で日韓パートナーシップ研修開催（第4回）	・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催 ・ 日本貿易振興会アジア経済研究所（IDEJETRO）が国際ワークショップ「アジアにおける法・開発・経済社会変化」を開催 ・ 法整備支援連絡会開催（第4回） ・ アジア知的財産権法制シンポジウム開催 ・ マルチ研修継続（カンボジア、中国、カザフスタン、ラオス、モンゴル、ミャンマー、タイ）
・ 本邦研修を実施（年1回） ・ JICAが弁護士を企画調査員として長期派遣（1年間） ・ 日本・インドネシアADR比較研究セミナー（本邦研修）を実施	・ JICA調査団派遣 ・ 現地調査、現地シンポジウムを開催（名古屋大学） ・ 専門家1名を派遣（北海学園大学） ・ 本邦研修を実施 ・ 法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウムを開催 ・ 専門家2名（法務省・早稲田大学）を派遣し、本邦研修のフォローアップセミナーを開催	・ モンゴルへ専門家派遣（名古屋大学・弁護士） ・ イランからJICAに対して法整備支援要請 ・ 法総研で日韓パートナーシップ研修開催（第5回）	・ 法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナー開催 ・ 法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催（東京、大阪） ・ 法整備支援連絡会開催（第5回） ・ 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・ 法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム（知的財産権シンポジウム）開催 ・ 国際民商事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ベトナム） ・ 法令外国語訳・実施推進検討会議開始
・ 本邦研修を実施（年1回） ・ インドネシア競争政策・規制緩和研修プロジェクト開始（公正取引委員会、2006年7月まで） ・ JICAが企画調査員1名を派遣	・ JICA調査団派遣 ・ M/M締結（倒産法注釈書支援） ・ 本邦研修を実施（倒産法注釈書） ・ 民商法典起草支援を継続（名古屋大学） ・ ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣（三重大学） ・ 最高経済裁判所副長官招聘（法務省） ・ 現地シンポジウムを開催（名古屋大学） ・ 現地フォローアップセミナーを開催（法務省）	・ モンゴル法務内務省へ弁護士1名を長期派遣 ・ 名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル） ・ 経済産業省等が中国に対する法整備支援（経済法）を開始 ・ 名古屋大学がイランに対する法整備支援（本邦研修）を開始 ・ 法総研で日韓パートナーシップ研修開催（第6回）	・ 法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・ 法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催（東京、大阪） ・ 名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・ 法整備支援連絡会開催（第6回） ・ 国際民商事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）

年 度 (4月～翌年3月)	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係
2005	・法整備支援フェーズ3継続 ・長期専門家1名（裁判官）派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催（判決書・判例、判決執行法、法曹養成） ・改正民法成立（6月14日） ・本邦研修実施（9月、2月）（判決書標準化、法曹養成）	・JICAフェーズ2継続 □立法化支援 □付属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・現地セミナーを開催（模擬裁判） ・本邦研修実施（2月）（民法・民訴法） ・法曹養成研究会発足 ・カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト開始（2008年3月まで） ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣（うち1名は法務省） ・本邦研修実施（10月）（法曹養成） ・日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト（JICA開発パートナー事業）が終了	・JICAプロジェクト継続 ・司法省に長期専門家2名を派遣（法務省、日弁連） ・本邦研修実施（年2回）（民商法教科書作成支援民法：法総研、商法：名古屋大学） ・現地セミナーを開催（民法教科書、判決書マニュアル、検察マニュアル） ・検察マニュアル及び判決書マニュアル完成
2006	・法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 ・長期専門家1名（業務調整員）派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・現地セミナーを開催（判決書・判例） ・日越司法制度研修及び共同研究実施（10月、判決書・判例、最高人民裁判所から4名招へい）	・JICAフェーズ2継続 □立法化支援 □付属法令整備 ・民法、民事訴訟法作業部会継続 ・カ司法省へ長期専門家2名（うち1名は弁護士）を派遣 ・民事訴訟法成立（7月6日公布） ・短期専門家派遣（8月） ・現地セミナーを開催（8月：民法特別講義）（3月：民訴法） ・遠隔セミナーを開催（12月） ・法総研、（財）国際民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい ・JICAフェーズ2延長決定（2008年4月まで） ・カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・法曹養成研究会継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣（うち1名は法務省） ・現地セミナーを開催（8月）（判決書セミナー） ・JICA-Netセミナーを開催（4月、12月） ・本邦研修実施（2月）（法曹養成）	・JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 ・現地にて普及セミナー実施（判決書マニュアル、検察マニュアル）民商法教科書） ・本邦研修実施（11月）（プロジェクト総括と成果物普及・新司法改革マスタープランの内容）

法務省法務総合研究所国際協力部の行う法整備支援について

インドネシア関係	ウズベキスタン関係	その他の国・地域	その他
・本邦研修を実施（年1回） ・アチュエに対するADR現地セミナー実施（JICA・日弁連）	・本邦研修を実施（5月、11月）（倒産法注釈書） ・短期専門家派遣（8月、3月）（法務省、大阪大学等） ・倒産法注釈書プロジェクト開始（法務省、2007年9月まで） ・司法省法整備支援プロジェクト開始（名古屋大学、2008年まで）（中小企業振興、担保法制改革、法令データベース） ・ウズベキスタン司法省に長期専門家1名派遣（名古屋大学） ・タシケント法科大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学） ・現地シンポジウムを開催（名古屋大学）	・名古屋大学が国際シンポジウムを開催（モンゴル） ・モンゴルの土地法制に関する法社会学的研究プロジェクト開始（名古屋大学） ・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開始（名古屋大学） ・法総研で日韓パートナーシップ研修開催（第7回）	・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第7回） ・国際民商事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム） ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム（国際会社法シンポジウム）開催
・アチュエに対するADR遠隔セミナー（全5回）実施（JICA・日弁連） ・本邦研修を実施（7月） ・JICA調査団派遣、M/M締結（9月） ・JICA和解・調停制度強化支援プロジェクト開始、長期専門家（日弁連）を派遣（3月）	・倒産法注釈書プロジェクト継続（法務省、2007年9月まで） ・倒産法注釈書プロジェクト、長期専門家1名（弁護士）派遣（法務省、2007年9月まで） ・本邦研修を実施（5月、8月、9月、11月）（倒産法注釈書） ・短期専門家派遣（6月、2月）（法務省、弁護士） ・倒産法注釈書（ロシア語版）発刊（3月） ・ウズベキスタン司法省に長期専門家1名追加派遣（名古屋大学）	・法総研で日韓パートナーシップ研修開催（第8回） ・モンゴル弁護士会強化プロジェクトに長期派遣専門家派遣（日弁連） ・モンゴル国立大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学）	・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第8回） ・国際民商事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）

「法と開発」フォーラム（亀卦川）

年 度 (4月～翌年3月)	ベトナム関係	カンボジア関係	ラオス関係
2007	・法・司法制度改革支援プロジェクト開始（2007年4月～2011年3月） ・民法共同研究会開始 ・裁判実務改善研究会開始 ・長期専門家4名（検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名）派遣 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・ハノイ法科大学に日本法教育研究センターを設立（名古屋大学） ・現地セミナーを開催（9月、国賠法） ・本邦研修実施（11月、国賠法起草）	・JICAフェーズ2継続 └立法化支援 └附属法令支援 ・民法、民事訴訟法作業部会継続・カ司法省へ長期専門家3名（うち2名は弁護士）を派遣 ・民事訴訟法適用（7月） ・民法公布（12月） ・遠隔セミナーを開催（8月：民訴法） ・現地セミナーを開催（1月：民訴法） ・JICA調査団派遣 ・カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 ・法曹養成研究会継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣（うち1名は法務省） ・JICA-Netセミナーを開催（5月、9月） ・本邦研修実施（7月、法曹養成、民訴法） ・現地セミナーを開催（11月：民法、12月：民事模擬裁判） ・JICA調査団派遣 ・JICA弁護士会司法支援プロジェクト開始（6月）	・2007年5月末プロジェクト延長期間終了 ・フォローアップ ・現地各CPによる普及ワークショップ、JICA現地事務所でのモニタリング（5～12月）
2008	・法・司法制度改革支援プロジェクト継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家4名（検事、裁判官、弁護士、業務調整員各1名）継続 ・ベトナム国家大学日本法講座継続 ・本邦研修実施（6月：犯罪学研究、8月：裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための方策、3月予定：刑訴法改正） ・民事判決執行法成立（11月14日）	・JICAフェーズ3開始 ・付属法令起草支援 ・民法、民事訴訟法作業部会継続・カ司法省へ長期専門家2名を派遣 ・遠隔セミナーを開催（12月：民訴法関係） ・現地セミナーを開催（12月：民法） ・JICA調査団派遣 ・カンボジア裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始 ・国内アドバイザリー・グループ継続 ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣（うち1名は法務省） ・JICA-Netセミナーを開催（9月） ・本邦研修実施（10月、法曹養成） ・現地セミナーを開催（12月：民事模擬裁判） ・JICA弁護士会司法支援プロジェクト継続	・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施（8月・11月・12月）

（注1）JICAカンボジア法制度整備支援プロジェクト

フェーズ1：1999年3月～2003年3月

フェーズ2：2004年4月～2008年4月

フェーズ3：2008年4月～継続中

法務省法務総合研究所国際協力部の行う法整備支援について

インドネシア関係	ウズベキスタン関係	中国関係	その他の国・地域	その他
・国内アドバイザリー・グループを設置（6月） ・現地セミナーを開催（8月） ・本邦研修を実施（10月） ・現地セミナーを開催（3月）	・現地にて注釈書発刊プレゼンテーションを実施（6月） ・現地にて注釈書普及セミナーを開催（7月、12月） ・注釈書活用促進に向けたワークショップを開催（9月） ・注釈書（日本語版及びウズベク語版）発刊（9月） ・倒産法注釈書プロジェクト終了（9月） ・注釈書（英語版）発刊（3月）	・JICA調査団派遣（6月） ・JICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクトR/D締結（11月） ・本邦研修実施（11月） ・国内研究会を設置（11月） ・現地セミナーを実施（3月）	・法総研で日韓パートナーシップ研修開催（第9回）	・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 ・法整備支援連絡会開催（第9回） ・国際民商事法（地域別）研修を実施（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム） ・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催 ・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置
・国内アドバイザリー・グループ会合を継続 ・第2回本邦研修を実施（7月） ・インドネシア改正最高裁判所規則PERMA2008年1号（裁判所が行う和解調停手続に関する規則）が施行（7月） ・現地セミナーを開催（11月） ・JICAインドネシア「和解・調停制度強化支援プロジェクト」終了時評価調査団を派遣（11月）	・企業活動の発展のための民事法令および行政法令の改善プロジェクト終了（名古屋大学）（12月）	・JICAが弁護士を長期専門家として派遣（2年間） ・本邦研修実施（5月、11月）	・法総研で日韓パートナーシップ研修開催（第10回）	・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施（カザフスタン、キルギス、タジキスタン、ウズベキスタン） ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催（第10回） ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム（アジア株主代表訴訟シンポジウム）開催予定